

償却資産（固定資産税）申告の手引き

四国中央市内で事業を営んでいる個人や法人の所有する償却資産は固定資産税の対象となりますので、毎年1月1日現在に所有している償却資産の取得価額や取得時期等の申告が必要となります。本手引きをご確認いただき、申告期限までに申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

【提出期限】

令和8年2月2日(月)

【申告場所】

市役所1階税務課・各窓口センター

【申告にあたって】

- ・期日間近になると混雑しますので、早めの提出にご協力ください。
- ・令和4年度申告から償却資産申告書への押印は不要となっています。
- ・廃業、解散、該当資産がない場合や前年度申告から資産の増減がない場合においても、申告書備考欄にその旨を記入し、申告書を提出してください。
- ・電話での申告受付はできませんのでご了承ください。
- ・本手引き内の二次元バーコードは該当項目の関係ページへのリンクとなっています。詳細等はリンク先をご確認ください。
- ・申告書様式のダウンロードは、市ホームページ内『償却資産申告のご案内』のページをご確認ください。



【お問合せ先・郵送での提出先】

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市役所 税務課 固定資産税係
TEL：0896-28-6205（直通） FAX：0896-28-6058

【目次】

- | | | | |
|-----------------|------|-----------------|-------|
| 1. 債却資産の申告について | … P1 | 4. 主な償却資産の耐用年数表 | … P8 |
| 2. 債却資産について | … P3 | 5. その他 | … P9 |
| 3. 税額等の算出方法について | … P6 | 6. 申告書の記入例について | … P11 |

1. 債却資産の申告について

▶ 申告していただく方

申告される年の1月1日現在に、工場や商店などを営んでいる、アパートや駐車場を貸し付けているなど、四国中央市内で事業を営んでいる法人や個人の方で債却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、1月1日現在の所有状況について申告を行っていただく必要があります。

※債却資産を共有されている方は、個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

※所有権留保付売買資産は、原則買主の方が申告してください。

※事業用資産を所有していない場合でも、四国中央市内で事業を営んでいる方は申告してください。

▶ 必要な申告書類

提出書類 申告区分		債却 資産 申告書	種類別明細書		注意事項
初めて の申告	資産がある場合		増加・全 資産用	減少 資産用	
初めて の申告	資産がない場合	<input type="radio"/>			申告書備考欄に「資産無し」と記入してください。
前年度 に申告 された 方	資産に増減が ない場合	<input type="radio"/>			申告書備考欄に「資産に増減なし」と記入してください。
	資産に増減が ある場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	廃業・解散等を した場合	<input type="radio"/>			申告書備考欄に内容と事由発生日を記入ください。(例:R○年○月○日 廃業)
	相続をした場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申告書備考欄に被相続人の氏名及び相続の発生した日を記入してください。
自社電算処理方式による 申告の場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	全資産、増加資産、減少資産の明細を添付してください。

※課税標準の特例の適用がある場合、種類別明細書における該当資産の摘要欄に適用される特例の名称を記入してください。

▶ 申告書様式の送付、ダウンロードについて

債却資産申告書、種類別明細書様式は四国中央市ホームページからダウンロードできます。

なお、前年度に申告された方には申告書様式を11月下旬ごろに送付しますが、申告者側で評価額を計算して申告を行う電算処理方式により申告された方に対しては、案内はがきのみを送付いたします。



▶申告書等の提出

■ 書類による申告方法

『必要な申告書類』に記載のある書類を税務課へ提出していただく方法です。

償却資産申告書等の必要書類を市役所1階税務課または市民窓口センターへ提出してください。

郵送で申告される場合は、必要書類を税務課まで送付してください。

※ 郵送で申告される方で申告書控えの返送をご希望の方は、返信先を明記し切手を貼付した封筒を必ず同封してください。

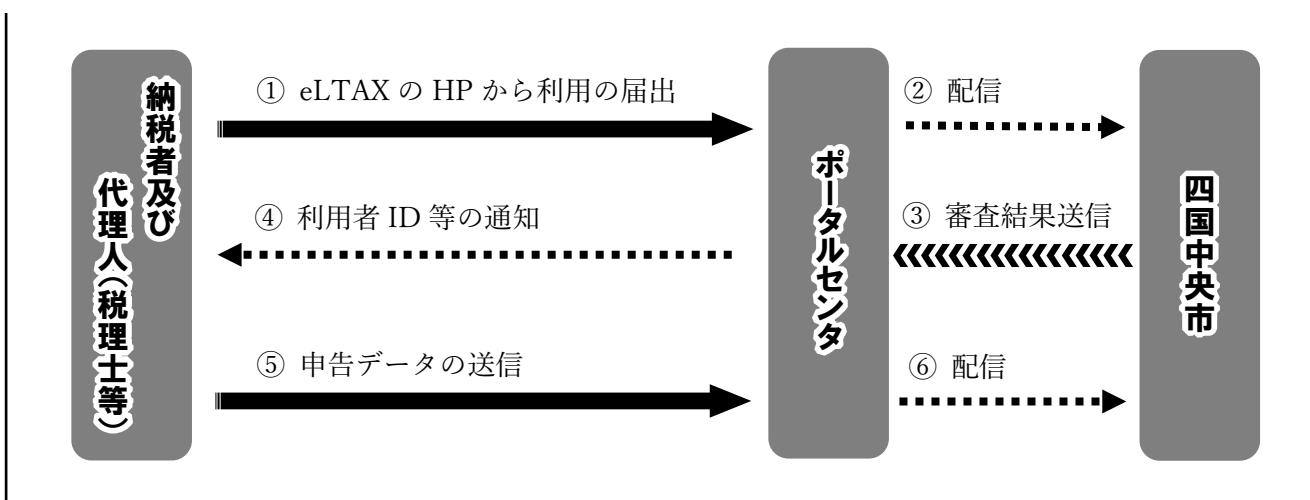
■ 電子申告（eLTAX）による申告方法

地方税共同機構が運営する eLTAX（地方税ポータルシステム）により、インターネットを利用して申告データを送信していただく方法です。

eLTAX で申告を行う場合は、利用者の電子署名及び電子証明書を添付したうえで eLTAX のホームページから利用届出を行う必要があります。

申告方法の詳細は eLTAX のホームページをご確認ください。

eLTAX 利用のながれ



電子申告（eLTAX）による申告データ等の作成について

eLTAX での申告データ作成等に係る詳細な手順、操作方法等につきましては、eLTAX のホームページ内の操作マニュアルや『よくあるご質問』のページをご覧いただくか、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク TEL : 0570-081459

受付 9:00~17:00

(土・日・休祝日・年末年始除く)

エルタックス

検索



2. 償却資産について

▶ 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

具体的には、会社や個人で事業を行っている方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、器具、備品などが対象となります。

▶ 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産
1 構築物	構築物	舗装路面、門・塀・緑化施設等外構工事、看板（広告塔等）、車止め 等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作 等
2 機械及び装置		加工機械、製造機械、クレーン等建設機械、機械式駐車設備 等
3 船舶		ボート、釣舟、漁船、遊覧船 等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（フォークリフト 等） ※自動車税・軽自動車税の対象である自動車は課税対象外
6 工具、器具及び備品		パソコン、事務机、椅子、キャビネット、看板（ネオンサイン等）、応接セット、ルームエアコン、レジスター、金庫 等

▶ 業種別の償却資産具体例

業種	主な償却資産
各業種共通のもの	事務机、椅子、応接セット、キャビネット、パソコン、コピー機、レジスター、駐車場設備、受変電設備、舗装路面、門、太陽光発電設備 等
小売店	商品陳列ケース・棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 等
理美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、洗面設備、美顔器、タオル蒸し器 等
飲食業	接客用家具及び備品、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、厨房設備 等
鉄工業	動力配線、旋盤、プレス機、金型、溶接機、各種工具 等
製紙業	抄紙機、ボイラー、薬品タンク、送風機、脱水機、変圧器、各種機械 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンプレッサー、発電機、コンテナハウス 等
加工・修理業	旋盤、プレス、カッター、研磨機、溶接機、クレーン、コンプレッサー、各種工具 等
不動産賃貸業	駐車場舗装、浄化槽、自転車置き場、フェンス、植込工事、外灯 等

▶ 申告の対象となる資産

1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。次に掲げる資産も申告の対象となりますので、ご注意ください。

- ① 債却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
- ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ④ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑤ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ⑥ 決算期以後1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑦ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して申告）
- ⑧ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産で個別に減価償却しているもの

▶ 申告の対象とならない資産

次の資産は申告の対象となりませんので、誤って申告されないようご注意ください。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車等 ※大型特殊自動車は課税対象です。
- ② 無形固定資産（特許権、ソフトウェア、営業権等）
- ③ 使用可能期間1年未満の資産
- ④ 繰延資産（例：開業費、開発費、負担金等）
- ⑤ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時的に損金又は必要経費に算入されたもの
 - ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑥ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得稅法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満の資産
- ⑦ 土地、建物（家屋として課税されるもの）

▶ 少額の減価償却資産の取り扱い

○：申告が必要 ×：申告が不要

取得価額 税務会計上の処理	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	×	—	—	—
3年間で一括償却	×	×	—	—
リース資産（ファイナンスリース）	×	×	○	○
中小企業損金算入特例	—	○	○	—
資産ごとの耐用年数で通常償却	○	○	○	○

▶ 償却資産と家屋の区分について

家屋の建築設備には、家屋として課税されるものと償却資産として課税されるものがあります。

家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となって、家屋自体の効用を高めるものは「家屋」に含めて課税され、独立した機器としての性格が強いものや特定の生産又は業務の用に供されるものは「償却資産」として課税されます。以下、主な設備の区分について例示します。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	課税区分	
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○
	電灯照明設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	L A N 設備	設備一式		○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○
		中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース、ガスボンベ等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備	厨房設備	事業用設備一式（飲食店、ホテル、社員食堂等）		○
		上記以外の設備	○	
	太陽光発電設備	屋根据置型		○
		屋根材一体型	○	
	その他	洗濯設備、POS システム、広告塔、駐輪設備、機械式駐車設備、駐車券発行機等		○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○

※上記表において家屋に分類される設備であっても、賃借人（テナント）等が自らの事業のために取り付けた内装や建築設備等は賃借人を所有者とみなし、償却資産として扱います。分離課税申告書をご提出のうえ、該当資産は賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

3. 税額等の算出方法について

▶ 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告資産一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

【前年中に取得した資産】

$$\text{取得価額} \times 1 - \text{減価率}/2 = \text{評価額}$$

【前年前に取得した資産】

$$\text{前年度評価額} \times 1 - \text{減価率} = \text{評価額}$$

【評価額計算例】

取得価額：5,000,000円 取得年月：令和7年3月 耐用年数：17年 の場合

年度	取得価額 又は 前年度評価額（円）	減価残存率	評価額（円）
令和8年度	5, 0 0 0, 0 0 0	(1 - 0. 1 2 7 / 2)	4, 6 8 0, 0 0 0
令和9年度	4, 6 8 0, 0 0 0	(1 - 0. 1 2 7)	4, 0 8 5, 6 4 0
令和10年度	4, 0 8 5, 6 4 0	(1 - 0. 1 2 7)	3, 5 6 6, 7 6 3

※令和11年以降も同様に計算します（1円未満切り捨て）。耐用年数を超えて所有している資産も同様に計算し、評価額が取得価額の5%を下回った時、取得価額の5%が評価額となります。

※減価残存率の計算にあたっては小数点4位以下を四捨五入し、小数点3位までを求めます。耐用年数別の減価残存率は次ページを確認してください。

▶ 税額の算出方法

償却資産全体の評価額を合計した額が償却資産の課税標準額（1,000円未満切捨て）となります。

課税標準の特例適用資産は、その評価額に特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率(1.4\%)} = \text{税額} \\ (1,000 \text{円未満切捨て})$$

※償却資産全体の課税標準額合計が150万円未満の場合は、償却資産は課税されません。

※固定資産税額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額合計に税率を乗じた額となります。

【税額計算例】

課税標準額 4,680,000円 × 税率 1.4% = 税額 65,500円 (100円未満切捨て)

減価残存率表

固定資産評価基準より作成

耐用年数	減価率 C	減価残存率		耐用年数	減価率 C	減価残存率		耐用年数	減価率 C	減価残存率	
		前年中取得 A	前年前取得 B			前年中取得 A	前年前取得 B			前年中取得 A	前年前取得 B
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896	31	0.072	0.964	0.928

納税通知書の送付及び納期

納税通知書は4月上旬に送付予定です。

固定資産税の納税通知書は土地・家屋・償却資産を合算したものを送付しますが、土地・家屋の課税がなく、償却資産も免税点未満で年税額が0円の場合、納税通知書は送付されません。

固定資産税の納期は4月・7月・12月・翌2月の末日で、年4回となります。

※評価替えの年は納税通知書の発送が5月上旬、最初の納期限が5月末日となります。

課税標準の特例措置について

固定資産税では、課税上の特例として課税標準の特例措置（地方税法第349条の3等）により固定資産税の軽減が図られています。（例：先端設備 等）

特例措置の種類や適用要件、添付書類などの具体的な内容は四国中央市ホームページの『償却資産にかかる固定資産税の減額（課税標準の特例）』ページをご確認ください。



非課税となる資産

地方税法第348条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、事前に固定資産税係までご連絡ください。

4. 主な償却資産の耐用年数表

■ 構築物

構造・用途	細目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷	10

■ 機械及び装置

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備	3
新聞業用設備 その他の設備	10
その他の設備	10
農業用設備	7
林業用設備	5
漁業用設備	5
水産養殖業用設備	5
通信業用設備	9
道路貨物運送業用設備	12
倉庫業用設備	12
飲食料品小売業用設備	9
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
他の生活関連サービス業用設備	6
自動車整備業用設備	15
他のサービス業用設備	12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	10
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
他の設備 主として金属製のもの	17
他の設備 その他のもの	8

■ 工具器具及び備品

構造・用途	細目	耐用年数
工具	測定工具及び検査工具	5
	切削工具	2
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット 接客業用のもの	5
	応接セット その他のもの	8
	ベッド	8
	陳列棚及び陳列ケース 冷蔵機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	ラジオ、テレビ、その他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
事務機器及び通信機器	冷蔵庫、洗濯機、その他電気又はガス機器	6
	パソコン	4
	その他の端末機器	5
	コピー機、レジスター、FAX	5
	インターホン及び放送用設備	6
	電話設備 その他の通信機器 デジタル電話・構内交換設備	6
看板及び広告器具	その他のもの	10
	看板、ネオンサイン、気球	3
	その他のもの 金属製のもの	10
理容又は美容機器	その他のもの その他のもの	5
		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ	6
	光学検査機器 その他のもの	8
前掲のもの以外のもの	その他もの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

※耐用年数の詳細は『減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)』を参照。

5. その他

法人税・所得税(国税)との比較について

固定資産税（償却資産）は、国税（所得税・法人税）の取扱いと異なる部分があります。

項目	固定資産税の取扱い	法人税・所得税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として旧定率法	定率法・定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳（※1）	認められません	認められます
特別償却、割増償却（※2）	認められません	認められます
増加償却（※3）	認められます	認められます
耐用年数の短縮（※4）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円（備忘価額）
改良費（※5）	区分評価	原則区分、一部合算も可
建設仮勘定（※6）	事業の用に供していれば課税	減価償却していない
簿外資産（※7）	事業の用に供していれば課税	減価償却していない
償却済資産（※8）	事業の用に供していれば課税	減価償却していない

※1 圧縮記帳とは、法人税法等において国庫補助金等で取得した資産の価額から譲渡益等の相当額を控除した額を取得価額とすることです。固定資産税では圧縮前の取得価額を記入してください。

※2 特別償却とは、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を、必要経費又は損金の額に算入する制度です。

割増償却とは、普通償却のほかに、事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した額を必要経費又は損金の額に算入する制度です。

※3 増加償却とは、通常の使用時間を超えて機械及び装置を使用した場合、その平均的な使用時間を超えて使用した分、一時的に償却を増加させることです。納税地を所轄する税務署長に届出を提出することが必要となります。

※4 耐用年数の短縮とは、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合に、納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の未経過使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度です。

※5 改良費（資本的支出）とは、取付けや取替等で資産の耐用年数を延長又は価額を増加させる部分の費用のことです。なお、能力維持のための支出は修繕費となります。

※6 建設仮勘定とは、事業活動に使用するために建設または製作途中にある有形固定資産で、勘定科目『建設仮勘定』に計上されている資産のことです。

建設仮勘定でも事業の用に供している場合は、国税においても減価償却が認められています。

※7 簿外資産とは、企業等に保管している固定資産台帳等の帳簿に記載されていない資産で、使用価値を有するため保有されている資産のことです。

※8 傷却済資産とは、法人税法・所得税法上は耐用年数を経過した減価償却済みの資産のことです。

▶ 債却資産課税明細の閲覧について

固定資産の縦覧期間中（4月1日から第1期の納期限まで）であれば、債務資産の課税明細が無料で閲覧できます。

※縦覧期間外の場合、1件あたり300円の手数料が発生します。

▶ 減免について

四国中央市税条例第71条の規定により、災害又は天候の不順等によって著しく価値を減じた等の事由がある場合、申請により減免を受けることができます。

火災や水害等により被害を受けられた方で減免を希望する場合は、税務課固定資産税係までご相談ください。

▶ 不申告等のご注意と実地調査のお願い

正当な理由がなく申告をされなかった場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により科料等を科せられことがあります。（地方税法第385条、第386条）

また、申告をいただいた内容について、地方税法に基づき実地調査（固定資産台帳や国税の減価償却費の計算書等の帳簿書類と申告内容の照合確認）をさせていただく場合がございますので、その際にはご協力ををお願いいたします。（地方税法第353条、第408条）

▶ 過年度への遡及等について

資産内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分。偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は、同法同条第7項の規定により7年度分）まで遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。

▶ よくある質問について

その他、債務資産に関するよくある質問は、四国中央市ホームページ内『固定資産税に関するFAQ（よくある質問）』ページをご確認ください。



6. 債却資産申告書の記入例について

▶ 債却資産申告書の記入方法

記入例を参考に記入してください。

なお、債却資産申告書への押印は不要です。

【1 住所】

○住所について、ビル名等がある場合は、その部分にもふりがなを入力してください。

【2 氏名】

○債却資産を共有されている方は、「代表者 外○名」という共有名義で記入し、申告書右下備考欄に共有者全員の住所、氏名及び持分を記入してください。

○前年度申告された方等は、氏名等を印字しております。変更があった場合、二重線で抹消、訂正してください。

【取得価額】

○前年前に取得したもの(イ)

前年1月1日現在の取得価額を記入してください。通常、前年度分の申告書(ニ)の欄と同額となります。

○前年中に減少したもの(ロ)

(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

○前年中に取得したもの(ハ)

今回新たに取得した資産の取得価額を記入してください。申告漏れ等があった資産についても(ハ)欄に記入してください。

令和8年度
債却資産申告書(債却資)

受付印		令和 年 月 日		
		四国中央市長様		
所有者	1 (ふりがな) 住 所 又は納税通知書送達先	〒 799-0497 しこくちゅうおうしみしまみやがわ 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 (電話 0896-28-6205)		
	2 (ふりがな) 氏 名 法人にあっては その名称および 代表者の氏名	しこくちゅうおう 四国中央株式会社 代表取締役 四中 太郎 (屋号)		
資産の種類		取 得 価 額		
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1	構築物	3,000,000	500,000	2,000,000
2	機械及び装置	16,500,000	1,500,000	5,000,000
3	船 舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品	550,000	250,000	480,000
7	合 計	20,050,000	2,250,000	7,480,000
資産の種類		評 価 額	※ 決 定 価 額	
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船 舶			
4	航空機		電算処理により申告される方以外は記	
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品			
7	合 計			

【評価額、決定価額、課税標準額】

○電算処理により申告される場合は記入してください。それ以外の方は、記入の必要はありません。

【 3 個人番号又は法人番号 】

○所有者が個人の場合は個人番号（12桁）を、法人の場合は法人番号（13桁）を右詰めで記入してください。

【 4 事業種目、5 事業開始年月 】

○事業内容を具体的に記入してください。事業種目が複数ある場合は、主たる事業種目を記入してください。また、資本金又は出資金額及び事業開始年月を記入してください。

【 6 この申告に応答する者の係及び氏名 】

○申告書の内容について問合せ先となる担当部署、氏名、電話番号を記入してください。

【 7 税理士等の氏名 】

○本申告に税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記入してください。

(資産課税台帳)

所有者コード													
3 個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	4
4 事業種目 (資本金等の額)	製紙業 (10 百万円)												
5 事業開始年月	平成16年 4月												
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 四国 一郎 (電話 0896-28-××××)												
7 税理士等の氏名	税理士 四国 花子 (電話 0896-28-××××)												
計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)				15 四国中央市内における事業所等資産の所在地				① 四国中央市○○町▲▲番地 ② 四国中央市××町○○番地 ③					
4,500,000													
20,000,000													
780,000				16 借用資産 (有・無)				貸主の名称等 四中太郎リース(株)					
25,280,000				17 事業用家屋の所有区分				自己所有・借家					
※ 課 稅 標 準 額				18 備考(添付書類等)				地方税法附則第15条第44項適用資産あり。					
記入しないでください。													

【 8 ~14 短縮耐用年数の承認等 】

○各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

【 15 市内における事業所等資産の所在地 】

○四国中央市内における事業所等、申告対象資産の所在地を記入してください。

○事業所等が複数あり、記入が困難な場合は『外 ○箇所』と記入してください。

【 16 借用資産 】

○借用資産（リース・レンタル資産）の有無について、該当する方を○で囲んでください。

○有の場合、貸主（リース会社等）の名称を記入してください。

【 17 事業所用家屋の所有区分 】

○該当する方を○で囲んでください。

【 18 備考（添付書類等）】

次のような事項がある場合、記入してください。

- 市内に償却資産がない場合、「該当資産無し」と記入
- 前年中に資産の増減がなかった場合、「増減無し」と記入
- 共有の場合、共有者の氏名、住所、持分等
- 課税標準の特例、非課税の適用がある資産を所有している場合、その適用条項、添付書類名など
- 廃業、解散の場合、その事実と事由発生日
- 合併の場合、合併日、合併法人名、被合併法人名等
- 相続の場合、被相続人の氏名及び相続発生日

▶ 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

種類別明細書(減少資産)の記入方法

【所有者コード】

○償却資産申告書記載の所有者コードを記入してください。

【抹消コード(資産)・資産の名称等】

○別添の償却資産種類別明細書における『資産コード』『資産の名称等』を記入してください。

【取得年月・耐用年数】

○別添の償却資産種類別明細書における『取得年月』『耐用年数』を記入してください。

【減少の事由及び区分】

○減少した事由及び区分について該当する数字を○で囲んでください。

- ・事由 1: 売却 2: 滅失 3: 移動 4: その他
- ・区分 1: 全部 2: 一部

令和 8 年度

所有者コード

種類別明細書(減少資産用)

行番号	資産の種類	抹消コード(資産)	資産の名称等	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要				
				数量	年号	年				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他	1 全部	2 一部
01	1	1	コンクリート舗装	1	4	16	4	250,000	15	1・②・3・4	①・2				
02	1	2	受変電設備	1	4	16	4	250,000	15	1・②・3・4	①・2				
03	2	24	印刷機	1	4	25	8	1,000,000	10	①・2・3・4	①・2				
04	2	26	裁断機	1	4	26	2	500,000	10	1・2・③・4	①・2	R7.3新居浜市へ移動			
05	6	41	ルームエアコン	1	4	25	4	150,000	4	1・②・3・4	1・②	300,000円(2台)のうち、150,000円(1台)分減少			
06	6	45	ノートパソコン	1	4	22	4	100,000	4	1・②・3・4	①・2				
07										1・2・3・4	1・2				
08										1・2・3・4	1・2				
09										1・2・3・4	1・2				
10										1・2・3・4	1・2				
11										1・2・3・4	1・2				
12										1・2・3・4	1・2				
13										1・2・3・4	1・2				
14										1・2・3・4	1・2				
15										1・2・3・4	1・2				
16										1・2・3・4	1・2				
17										1・2・3・4	1・2				
18										1・2・3・4	1・2				
19										1・2・3・4	1・2				
20										1・2・3・4	1・2				
				小計				2,250,000							

注意「年号」の欄は、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和 それぞれ年号に対応する数字を記載してください。

【数量・取得価額】

○減少資産の数量及び取得価額を記入してください。

○資産の一部が減少した場合、減少した部分に対する数量・取得価額を記入してください。また、摘要欄にその内訳を記入してください。

【摘要】

摘要欄には次の事項を入力してください。

○減少区分が2:一部の場合、その内訳

例：1,000,000円(4台)のうち、500,000円(2台)分減少など

○減少事由が3:移動の場合、その移動先

例：○○市へ移動など

○減少事由が4:その他の場合、その具体的な内容

○その他、必要な事項

第二十六号様式別表二(提出用)